

◎新潟県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和8年3月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 113号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
胎内市笹口浜字狐山1795番17から	新	19.7～52.7メートル	1,153.7メートル
同市荒井浜字東1330番29まで	旧	10.7～37.3メートル	1,150.2メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道345号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
胎内市笹口浜字狐山1795番17から	新	19.7～52.7メートル	1,153.7メートル
同市荒井浜字東1330番29まで	旧	10.7～37.3メートル	1,150.2メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道113号と重用